

# 文化団体等の新たな支援のあり方検討事業調査委託仕様書

## 1 委託業務名

文化団体等の新たな支援のあり方検討事業調査委託

## 2 業務の目的

三重県では、「三重県文化振興計画（令和6年3月策定）」において、様々な分野の文化団体等が交流することを通じて、本県の文化活動が活性化するように、文化団体等のネットワークづくりへの支援や文化活動に対する支援情報を提供するとともに、文化団体等の活動に対して、より適切で効果的な支援を図るため、新たな支援のあり方の検討に取り組むこととしています。

そのため、本委託事業は三重県内における文化団体等の実態や課題等を広く把握することで、文化団体への新たな支援のあり方を検討し、今後の施策の参考とすることを目的とします。

## 3 履行期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 委託業務内容

県内の文化施設、文化芸術団体、市町を対象に、それぞれが抱える実態と課題、要望等を把握するため、アンケート調査を実施する。

なお、以下、（1）から（3）の「ア 調査対象」となるリストについては、県が把握しているデータを提供する。

また、アンケート調査項目については、以下、（1）から（3）の「イ 調査項目（例）」を基にアンケート調査項目案を提案し、県と協議のうえ調査票を設計すること。

（1）県内の文化施設を対象としたアンケート調査の分析

ア 調査対象

- ・ 県が把握する主要な文化施設（22施設）

イ 調査項目（例）

- ・ 文化施設の概要
- ・ 文化施設の事業内容
- ・ 公的資金や民間資金の活用状況
- ・ 事業や運営に関する課題や問題点
- ・ 文化施設に対する支援策の要望

## (2) 県内の文化芸術団体を対象としたアンケート調査の分析

### ア 調査対象

- ・ 県が把握する圏域の文化芸術団体（35団体）
- ・ 県が把握する市町の文化協会（33団体）

### イ 調査項目（例）

- ・ 文化芸術団体の概要
- ・ 文化芸術団体の事業内容
- ・ 公的資金や民間資金の活用状況
- ・ 事業や運営に関する課題や問題点
- ・ 文化芸術団体に対する支援策の要望

## (3) 県内の市町を対象としたアンケート調査の分析

### ア 調査対象

- ・ 県内29市町

### イ 調査項目（例）

- ・ 市町の文化振興に関する条例や予算
- ・ 市町の文化施設や文化振興に関する施策
- ・ 公的資金や民間資金の活用の活用状況
- ・ 課題や問題点、今後のビジョン
- ・ 市町に対する支援策の要望

## (4) 分析及び提案

上記（1）から（3）のアンケート結果をふまえ、以下の分析及び提案を行うこととする。

- ・ 本県における文化施設等の現状と課題についての総合的な分析
- ・ 今後、県が文化団体等を支援する際、有効となる手法・方向性の提案
- ・ その他、調査結果から得られた内容を基に必要と考えられる施策の提案

## (5) 調査票等の印刷及び発送

調査にあたっては、依頼状及び調査項目一覧表を送付するものとし、依頼状の内容は県と協議のうえ、決定する。また、調査票及び依頼状は、それぞれ委託事業者が印刷し、これらに伴う費用は委託費用に含む。

なお、調査開始は11月上旬目途とし、詳細なスケジュールは県と協議のうえ決定すること。（6 実施スケジュール（案）参照）その他、アンケート回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。

## 5 成果物の提出

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。

なお、アンケート回収については、集計の途中段階においても三重県と協議のうえデータを適宜提出すること。

また、報告書の作成にあたっては、適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限などの作業日程を委託者と三重県が協議のうえ決定する。

- ・「文化団体等の新たな支援のあり方検討事業調査報告書」  
(A4判・カラー) 10部
- ・当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- ・上記に係る電子データ 一式

## 6 実施スケジュール (案)

令和6年 11月上旬	県が把握するリストを委託者へ提供
11月上旬～中旬	県と委託者との協議 (アンケート項目)
11月下旬	アンケート発送 (12月末締切)
1月～2月	アンケート回収及び分析
2月	報告書作成
2月末	成果物の提出

## 7 個人情報の取り扱い

本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 10 その他

・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

・受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じて適切に対応するものとする。

・本事業の実施により生じた著作物に関する著作権は、すべて県に帰属するものとする。

・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と協議して実施するものとする。